
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 他の計画との関連

本計画は、倉敷市第七次総合計画を上位計画とし、倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画や倉敷市障がい者基本計画、倉敷市障がい福祉計画、くらしき子ども未来プラン後期計画（倉敷市子ども・子育て支援事業計画）、倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・II」等の分野別計画を横断し、また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものとして、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

また、県の岡山県地域福祉支援計画や倉敷市社会福祉協議会が地域福祉推進の具体的な取組をとりまとめている倉敷市地域福祉活動計画と連携しながら計画を推進していきます。